

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT2658281

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	04/02/2012
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
SANYO CONSUMER ELECTRONICS, CO., LTD.	04/02/2012
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	SANYO ELECTRIC CO., LTD.
Street Address:	5-5, KEIHAN-HONDORI 2-CHOME
City:	MORIGUCHI-CITY, OSAKA
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 2	
Property Type	Number
Patent Number:	D597039
Patent Number:	D597040
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)293-7860
Phone:	2022937060
Email:	sughrue@sughrue.com, rnilsen@sughrue.com
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the email attempt is unsuccessful.</i>	
Correspondent Name:	SUGHRUE MION, PLLC
Address Line 1:	2100 PENNSYLVANIA AVE. NW
Address Line 2:	SUITE 800
Address Line 4:	WASHINGTON, DISTRICT OF COLUMBIA 20037-3213
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	046313
NAME OF SUBMITTER:	RACHEL NILSEN; TEAMS DEPARTMENT
Signature:	/rachelnilsen/

OP \$80.00 D597039

Date:

12/23/2013

Total Attachments: 18

source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page1.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page2.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page3.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page4.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page5.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page6.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page7.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page8.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page9.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page10.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page11.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page12.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page13.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page14.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page15.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page16.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page17.tif
source=046313CertificateofMergerwithTranslatorsDecl#page18.tif

Declaration by The Translator

I, Ryoko Asaga, declare and state:

THAT I am presently employed by NGB Corporation, having the place of business at Toranomom East Bldg., 7-13, Nishi-Shimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-8488, Japan;

THAT I understand the Japanese and English languages and that the attached English document is a true partial translation made by me of the official document indicating the merger.

I declare further that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of the application or any patent issuing thereon.

Date: December 9, 2013

Ryoko Asaga
Ryoko Asaga

Certificate of Full Registration Records

5-5, Keihan-Hondori 2-chome, Moriguchi-City, Osaka
 Sanyo Electric Co., Ltd.
 Corporate No.1200-01-155854

Company Name	Sanyo Electric Co., Ltd.
Head Office	5-5, Keihan-Hondori 2-chome, Moriguchi-City, Osaka
	omitted

Serial No. 7 255378

*Underlined portion indicates a deletion.

1/16

	omitted
Company Merged	Company Merged Sanyo Consumer Electronics Co., Ltd. at 101, Tachikawa-cho 7-chome, Tottori-shi on April 1, 2012. Registered on April 2, 2012

Serial No. 7 255378

*Underlined portion indicates a deletion.

15/16

This is the document certified to be the full disclosure of the items recorded in the Corporate Register without having been closed.
 (Under jurisdiction of Osaka Legal Affairs Bureau)

November 12, 2013

Osaka Legal Affairs Bureau, Moriguchi Branch
 Registrar, Yoshitsugu Imatsuji (Seal)

Serial No. 7 255378

*Underlined portion indicates a deletion.

16/16

履歴事項全部証明書

大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号
三洋電機株式会社
会社法人等番号 1200-01-155854

商 号	三洋電機株式会社	
本 店	大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号	
公告をする方法	電子公告とする。 <u>http://jp.sanyo.com/</u> ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行う。	平成21年 6月26日変更
		平成21年 7月 7日登記
	電子公告とする。 <u>http://panasonic.co.jp/sanyo/</u> ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行う。	平成23年 4月 1日変更
		平成23年 4月 7日登記
会社成立の年月日	昭和25年4月8日	
目 的	(1) 次の物品の製造、販売、保守および賃貸借 ① 各種電気機械器具および電気照明器具 ② 各種電子機械器具、通信機械器具および電子部品 ③ 家庭用その他一般機械器具 ④ 事務用・産業用機械器具 ⑤ ガス・石油機器および空調・厨房等住宅関連設備機器 ⑥ 医療用機械器具等精密機械器具 ⑦ 電池および電池応用製品 ⑧ 自動車、産業車両その他輸送用機械器具、自動車用・自転車用電装品およびトレーニング機器等の健康・スポーツ機器 ⑨ 農畜産物、林産物および水産物 ⑩ 飲料および食料品 ⑪ 衣料、装身具、家具、寝具、什器、化粧品、事務用品および日用雑貨品 (2) 前号各物品および関連物品に関する工事の設計、施工ならびにその他の建設工事 (3) 撮影、録音および出版に関する事業 (4) コンピューターの利用技術（ソフトウェア）の開発および販売ならびに情報処理サービスの提供 (5) 通信の利用技術（ソフトウェア）の開発および販売ならびに通信サービスの提供 (6) 工業所有権、著作権、ノウハウその他無体財産権の開発、仲介、取得、譲渡および貸与 (7) 割賦債権の買取り、金銭の貸付、信用保証、信用調査および集金代行等の金融業 (8) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法にもとづく自動車損害賠償責任保険代理業および生命保険募集業ならびに市外電話サービスの仲介業 (9) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに土地開発・造成に関する	

	<u>事業</u> (10) ホテル等の宿泊施設、テニス場等のスポーツ施設、遊園地等のレジャー・娯楽施設、教育訓練施設およびレストラン等の飲食店の経営 (11) 旅行業、陸上・海上・航空運送事業、倉庫業、警備業および労働者派遣事業 (12) 老人および身体障害者の移動、入浴等の介護に関する事業 (13) 有価証券の売買、募集および売買の仲介、取次または代理等の証券業に関する業務 (14) 投資業 (15) 前各号に付帯または関連する一切の事業									
	(1) 電気・通信・電子ならびに照明機械器具の製造、販売 (2) ガス・石油・厨房その他ビルおよび住宅関連機器の製造、販売 (3) 事務・輸送ならびに製品販売用機械器具の製造、販売 (4) 医療・保健・衛生用機械器具ならびに医療用具の製造、販売 (5) 光学ならびに精密機械器具の製造、販売 (6) 電池・電池応用製品ならびに炭素・マンガンその他の化学・金属製品の製造、販売 (7) 空調・公害防止ならびに産業用機器の製造、販売 (8) その他の機械器具の製造、販売 (9) 前各号の製品に関する工事ならびにその他の建設工事の設計、施工、請負 (10) ソフトウェアの作成、販売 (11) 鉄鋼・非鉄金属・鉱産物・石油・ガス・窯業品・紙・パルプ・ゴム・皮革・繊維ならびにそれらの製品の販売 (12) 食料品・飲料品・酒類・農畜水産物・飼料ならびにそれらの原料の販売 (13) 医薬品・医薬部外品・化粧品ならびに肥料・毒物・劇物その他の化学工業製品の製造、販売 (14) 建物その他の構築物およびその部材の製造、販売 (15) 映画・音楽に関するエンタテインメント事業ならびにスポーツ興行 (16) 前各号（第9号を除く）の製品・物品・ソフトウェアの輸出入 (17) 前各号の製品・物品・ソフトウェアに関する修理・保守サービスの提供、受託 (18) 情報・通信サービスの提供ならびに放送事業 (19) インターネット接続・電子商取引などインターネットを利用した各種サービスの提供 (20) 出版、印刷、貨物取扱、警備、ビルメンテナンス、介護、労働者派遣、総合リース、金融、損害保険代理ならびに不動産の管理・賃貸・売買に関する事業 (21) 各種事業に対する投資 (22) 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託 (23) 前各号に付帯または関連する一切の事業 平成23年 9月29日変更 平成23年10月 6日登記									
単元株式数	<table><tr><td>普通株式</td><td>1000株</td><td>平成18年 2月24日変更</td></tr><tr><td>A種優先株式</td><td>100株</td><td></td></tr><tr><td>B種優先株式</td><td>100株</td><td>平成18年 3月10日登記</td></tr></table>	普通株式	1000株	平成18年 2月24日変更	A種優先株式	100株		B種優先株式	100株	平成18年 3月10日登記
普通株式	1000株	平成18年 2月24日変更								
A種優先株式	100株									
B種優先株式	100株	平成18年 3月10日登記								

	<u>1000株</u>	平成22年 6月22日変更 ----- 平成22年 7月 9日登記 ----- 平成23年 9月29日廃止 ----- 平成23年10月 6日登記
発行可能株式総数	74億8900万株	平成18年 3月14日変更 ----- 平成18年 3月17日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>33億6613万4049株</u> 各種の株式の数 普通株式 29億3756万2549株 A種優先株式 1億8254万2200株 B種優先株式 2億4602万9300株	平成21年 9月30日変更 ----- 平成21年10月 9日登記
	発行済株式の総数 <u>65億8662万4599株</u> 各種の株式の数 普通株式 61億5805万3099株 A種優先株式 1億8254万2200株 B種優先株式 2億4602万9300株	平成21年12月21日変更 ----- 平成22年 1月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>61億5805万3099株</u> 各種の株式の数 普通株式 61億5805万3099株	平成21年12月25日変更 ----- 平成22年 1月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>61億5805万3099株</u>	平成22年 6月22日変更 ----- 平成22年 7月 9日登記
	発行済株式の総数 61億2408万7307株	平成23年 4月 1日変更 ----- 平成23年 4月 7日登記
資本金の額	<u>金3222億4231万9083円</u>	平成18年 3月14日変更 ----- 平成18年 3月17日登記
	金4億円	平成25年 2月 3日変更 ----- 平成25年 2月 4日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	普通株式 7,060,300,000株 A種優先株式 182,600,000株 B種優先株式 246,100,000株 1. 期末配当	

当社は、第41条（期末配当金）に定める剰余金の配当をするときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対して、以下に定める金額を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）および他の種類の優先株式の優先株主または優先登録株式質権者と同順位にてする。

A種優先株式

A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当金に、その時点におけるA種優先株式転換比率（第11条の6（転換請求権）第1項において定められる。）を乗じて得られる額。

B種優先株式

B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの配当金に、その時点におけるB種優先株式転換比率（第11条の6（転換請求権）第2項において定められる。）を乗じて得られる額。

1. 中間配当

当社は、第42条（中間配当金）に定める剰余金の配当をするときは、優先株主または優先登録株式質権者に対して、以下に定める金額を、普通株主または普通登録株式質権者および他の種類の優先株式の優先株主または優先登録株式質権者と同順位にてする。

A種優先株式

A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの中間配当金に、その時点におけるA種優先株式転換比率を乗じて得られる額。

B種優先株式

B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの中間配当金に、その時点におけるB種優先株式転換比率を乗じて得られる額。

1. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配をする場合には、優先株主または優先登録株式質権者に対して、優先株式1株につきそれぞれ以下に定める金額を、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、他の種類の優先株式の優先株主または優先登録株式質権者と同順位にて分配する。

A種優先株式

1株につき700円（以下「A種優先残余財産分配額」という。）

B種優先株式

1株につき700円（以下「B種優先残余財産分配額」という。）

(2) 当社は、前項に基づく残余財産の分配後、さらに残余する財産があるときは、優先株主または優先登録株式質権者に対して、以下に定める金額を、普通株主または普通登録株式質権者および他の種類の優先株主または優先登録株式質権者と同順位にて分配する。

A種優先株式

A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、その時点におけるA種優先株式転換比率を乗じて得られる額。

B種優先株式

B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、その時点におけるB種優先株式転換比率を乗じて得られる額。

1. 議決権

(1) A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

(2) B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

1. 株式の分割または併合、募集株式等の割当て等

(1) 当社は、株式の分割または併合をするときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式ごとに、同時に同一の割合でこれをする。当社は、

株主に募集株式もしくは募集新株予約権（新株予約権付社債を含む。以下同じ。）の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式またはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式またはB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合でA種優先株主およびB種優先株主それぞれの権利・利益に鑑みての実質的に公平な割当価額、行使価額その他の条件により与える。当会社は、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てまたはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の株式無償割当てまたはB種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

(2) 株式の分割がなされたときは、A種優先残余財産分配額は、以下の算式により計算される残余財産分配額に調整される。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{A種優先} & = & \text{A種優先} \times \frac{\text{分割前A種優先株式数}}{\text{残余財産分配額}} \end{array}$$

(3) 株式の併合がなされたときは、A種優先残余財産分配額は、以下の算式により計算される残余財産分配額に調整される。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{A種優先} & = & \text{A種優先} \times \frac{\text{併合前A種優先株式数}}{\text{残余財産分配額}} \end{array}$$

(4) 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えた株式の交付または株式無償割当てがなされたときは、A種優先残余財産分配額は、以下の算式により計算される残余財産分配額に調整される。なお、以下の式で用いる当初のA種優先株式の1株当たりの発行価額または調整前のA種優先株式の1株当たりの払込価額は、A種優先株式の分割、併合またはこれに類する事由があった場合には、合理的な調整を行うものとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{A種優先} & = & \text{A種優先} \times \frac{\text{当初のA種優先株式の1株当たりの発行価額}}{\text{株式交付前のA種優先株式数}} + \frac{\text{当初のA種優先株式の1株当たりの発行価額}}{\text{株式交付前のA種優先株式数}} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{新たに交付されたA種優先株式の1株当たりの払込価額} & \times & \text{新たに交付されたA種優先株式数} \end{array}$$

株式交付後の

A種優先株式数

ただし、二回目以降に関しては、上記算式中の「当初のA種優先株式の1株当たりの発行価額」は、以下の算式により計算される「調整後のA種優先株式の1株当たりの払込価額」に読み替えられるものとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{A種優先株式の} & \times & \text{A種優先株式の} \end{array}$$

PATENT

	$\frac{\text{A種優先株式の1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの払込価額}} = \frac{\text{1株当たりの払込価額} \times \text{付前のA種優先株式数} + \text{付後のA種優先株式の1株当たりの払込価額}}{\text{前回の株式交付後のA種優先株式数}}$ <u>前回の</u> <u>新たに交付さ</u> <u>×れたA種優先</u> <u>株式数</u> <u>前回の</u> <u>新たに交付さ</u> <u>×れたA種優先</u> <u>株式数</u> (5) 株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えた新株予約権の交付または新株予約権無償割当てがなされたときは、A種優先株式残余財産分配額は、第4項に定めるところに準じて適切に調整される。 (6) 第2項乃至第5項の計算においては、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。 (7) 株式の分割もしくは併合、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えた株式の交付もしくは株式無償割当て、または、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えた募集新株予約権の交付もしくは新株予約権無償割当てがなされたときの、B種優先残余財産分配額の調整については、第2項乃至第6項の規定を、それぞれ「A種優先株式」を「B種優先株式」、「A種優先残余財産分配額」を「B種優先残余財産分配額」と読み替えて適用する。 1. 種類株主総会 (1) 第14条（議長）、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）、第16条（決議の方法）第1項および前条（議決権の代理行使）の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 (2) 第13条（定時株主総会の基準日）の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。 (3) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 平成21年 6月26日変更 平成21年 7月 7日登記
転換予約権付株式の発行に関する定め	(1) A種優先株主は、当会社に対し、平成19年3月14日以降、平成38年3月13日までの間（以下「A種優先株式転換請求権行使期間」という。）、当該A種優先株主が有するA種優先株式を取得し、これと引換えに、A種優先株式1株につき10株の割合（以下「A種優先株式転換比率」という。ただし、以下に従い比率が変更された場合には、当該変更後の比率を「A種優先株式転換比率」という。）で普通株式を交付すること（当会社が取得請求権付株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付することを、以下「転換」という。）を請求することができる。 A種優先株式転換比率は、合併、株式交換、株式移転、または会社分割その他当会社の普通株式の発行済株式の総数が変更する事由が生じる場合で、A種優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該転換比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する転換比率に変更される。 なお、かかる変更後のA種優先株式の転換比率によるA種優先株式の転 平成22年 6月22日廃止 平成22年 7月 9日登記

	換により交付すべき普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項の規定に従いこれを扱う。 (2) B種優先株主は、当会社に対し、払込期日の翌日以降、平成38年3月13日までの間（以下「B種優先株式転換請求権行使期間」という。）、B種優先株式1株につき10株の割合（以下「B種優先株式転換比率」という。ただし、以下に従い比率が変更された場合には、当該変更後の比率を「B種優先株式転換比率」という。）で転換を請求することができる。 B種優先株式転換比率は、合併、株式交換、株式移転、または会社分割その他当会社の普通株式の発行済株式の総数が変更する事由が生じる場合で、B種優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該転換比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する転換比率に変更される。 なお、かかる変更後のB種優先株式の転換比率によるB種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項の規定に従いこれを扱う。 平成18年 6月23日変更 平成18年 7月 7日登記 平成22年 6月22日廃止 平成22年 7月 9日登記
強制転換条項付株式の発行に関する定め	(1) 当会社は、取締役会の決定により、A種優先株式転換請求権行使期間中に転換の請求のなかったA種優先株式について、平成38年3月14日を経過した場合には、取締役会が定める当該日を経過した後の日をもって当該転換の請求のなかったA種優先株式の全てを取得し、これと引換えに、A種優先株式1株につき、その時点におけるA種優先株式転換比率で普通株式を交付することができる。 (2) 当会社は、取締役会の決定により、B種優先株式転換請求権行使期間中に転換の請求のなかったB種優先株式について、平成38年3月14日を経過した場合には、取締役会が定める当該日を経過した後の日をもって当該転換の請求のなかったB種優先株式の全てを取得し、これと引換えに、B種優先株式1株につき、その時点におけるB種優先株式転換比率で普通株式を交付することができる。 平成18年 6月23日変更 平成18年 7月 7日登記 平成22年 6月22日廃止 平成22年 7月 9日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。 平成23年 9月29日設定 平成23年10月 6日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記

役員に関する事項	<u>取締役</u> 前 田 孝 一	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 7日登記
		平成22年 6月22日退任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 本 間 充	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 7日登記
	<u>取締役</u> 本 間 充	平成22年 6月22日重任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 本 間 充	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> 本 間 充	平成24年 6月25日重任
		平成24年 6月27日登記
		平成25年 6月24日退任
		平成25年 6月28日登記
	<u>取締役</u> 有 馬 秀 俊	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 7日登記
		平成22年 6月22日退任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 佐 野 精 一 郎	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 7日登記
	<u>取締役</u> 佐 野 精 一 郎	平成22年 6月22日重任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 佐 野 精 一 郎	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
		平成23年12月31日辞任
		平成24年 1月 4日登記

大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号

三洋電機株式会社

会社法人等番号 1200-01-155854

	<u>取締役</u> <u>吉 井 重 治</u>	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月 7日登記
	<u>取締役</u> <u>吉 井 重 治</u>	平成22年 6月22日重任
		平成22年 7月 9日登記
		平成23年 6月22日退任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>古 池 進</u>	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>古 池 進</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
		平成23年12月31日辞任
		平成24年 1月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>榎 坂 純 二</u>	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>榎 坂 純 二</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
		平成23年12月31日辞任
		平成24年 1月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 藤 正 人</u>	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 藤 正 人</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 藤 正 人</u>	平成24年 6月25日重任
		平成24年 6月27日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 藤 正 人</u>	平成25年 6月24日重任
		平成25年 6月28日登記

PATENT

整理番号 ア255378

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

REEL: 031838 FRAME: 0098

	<u>取締役</u> <u>久保盛弘</u>	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>久保盛弘</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
		平成24年 6月25日退任
		平成24年 6月27日登記
	<u>取締役</u> <u>松葉健次郎</u>	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>松葉健次郎</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
		平成23年12月31日辞任
		平成24年 1月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>長沢秀治</u>	平成24年 1月 1日就任
		平成24年 1月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>長沢秀治</u>	平成24年 6月25日重任
		平成24年 6月27日登記
	<u>取締役</u> <u>長沢秀治</u>	平成25年 6月24日重任
		平成25年 6月28日登記
	<u>取締役</u> <u>小村俊一</u>	平成24年 1月 1日就任
		平成24年 1月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>小村俊一</u>	平成24年 6月25日重任
		平成24年 6月27日登記
		平成25年 6月24日退任
		平成25年 6月28日登記

大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号

三洋電機株式会社

会社法人等番号 1200-01-155854

	<u>取締役</u> <u>中 野 寿 哲</u>	平成24年 1月 1日就任
		平成24年 1月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>中 野 寿 哲</u>	平成24年 6月25日重任
		平成24年 6月27日登記
		平成24年11月30日辞任
		平成24年12月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 藤 好 生</u>	平成25年 1月 1日就任
		平成25年 1月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 藤 好 生</u>	平成25年 6月24日重任
		平成25年 6月28日登記
	<u>取締役</u> <u>井 上 一 彦</u>	平成25年 6月24日就任
		平成25年 6月28日登記
	<u>取締役</u> <u>森 田 正 和</u>	平成25年 6月24日就任
		平成25年 6月28日登記
	<u>神奈川県横浜市金沢区釜利谷西五丁目14番18号</u> <u>代表取締役</u> <u>前 田 孝 一</u>	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 7日登記
		平成22年 6月22日退任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>大阪府寝屋川市石津東町1番36号</u> <u>代表取締役</u> <u>佐 野 精 一 郎</u>	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 7日登記
	<u>大阪府寝屋川市石津東町1番36号</u> <u>代表取締役</u> <u>佐 野 精 一 郎</u>	平成22年 6月22日重任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>大阪府寝屋川市石津東町1番36号</u> <u>代表取締役</u> <u>佐 野 精 一 郎</u>	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
		平成23年12月31日退任
		平成24年 1月 4日登記

PATENT

整理番号 ア255378

* 下線のあるものは抹消事項である。 11/16

REEL: 031838 FRAME: 0100

	<u>大阪府河内長野市西代町11番39号</u> <u>代表取締役</u> <u>古 池 進</u>	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 9日登記
		平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
		平成23年12月31日退任
		平成24年 1月 4日登記
	<u>兵庫県西宮市大井手町9番31号</u> <u>代表取締役</u> <u>本 間 充</u>	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 9日登記
		平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
		平成24年 6月25日重任
		平成24年 6月27日登記
		平成25年 6月24日退任
		平成25年 6月28日登記
	<u>兵庫県洲本市宇原1786番地7</u> <u>代表取締役</u> <u>伊 藤 正 人</u>	平成24年 1月 1日就任
		平成24年 1月 4日登記
		平成24年 6月25日重任
		平成24年 6月27日登記
		平成25年 6月24日重任
		平成25年 6月28日登記
	<u>監査役</u> <u>永 田 武 全</u> <u>(社外監査役)</u>	平成18年 6月23日就任
		平成18年 7月 7日登記
		平成22年 6月22日重任
		平成22年 7月 9日登記
		平成23年 6月22日辞任
		平成23年 7月 1日登記

	<u>監査役</u> <u>松井秀雄</u>	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 8日登記
		平成23年 6月22日辞任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>仲田哲</u> <u>(社外監査役)</u>	平成20年 6月27日就任
		平成20年 7月 8日登記
		平成23年 6月22日辞任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>牧田孝衛</u>	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 9日登記
		平成24年 6月25日辞任
		平成24年 6月27日登記
	<u>監査役</u> <u>宗吉勝正</u> <u>(社外監査役)</u>	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 9日登記
		平成23年 6月22日辞任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>下村雅一</u> <u>(社外監査役)</u>	平成23年 6月22日就任
		平成23年 7月 1日登記
		平成25年 9月30日辞任
		平成25年10月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>河内信之</u> <u>(社外監査役)</u>	平成23年 6月22日就任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>大崎博基</u>	平成23年10月 1日就任
		平成23年10月 6日登記

	<u>監査役</u> 前 橋 豊	平成24年 6月25日就任
		平成24年 6月27日登記
		平成25年 9月30日辞任
		平成25年10月 1日登記
	<u>監査役</u> 前 橋 豊 (社外監査役)	平成25年10月 1日就任
		平成25年10月 1日登記
	<u>会計監査人</u> あ ず さ 監 査 法 人	平成21年 6月26日重任
		平成21年 7月 7日登記
	<u>会計監査人</u> あ ず さ 監 査 法 人	平成22年 6月22日重任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任あずさ監査法人	平成22年 7月 1日あず さ監査法人の名称変更
		平成22年 7月 9日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任あずさ監査法人	平成23年 6月22日重任
		平成23年 7月 1日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任あずさ監査法人	平成24年 6月25日重任
		平成24年 6月27日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任あずさ監査法人	平成25年 6月24日重任
		平成25年 6月28日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 平成18年 6月23日変更 平成18年 7月 7日登記	
	平成23年 9月29日廃止 平成23年10月 6日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	

	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成18年 6月23日変更 平成18年 7月 7日登記
	平成23年 9月29日廃止 平成23年10月 6日登記
支 店	1 東京都台東区上野一丁目1番10号 平成25年 9月27日廃止 平成25年 9月27日登記
会社分割	平成24年1月1日大阪府門真市大字門真1006番地パナソニック株式会社に分割 平成24年 1月12日登記 平成24年4月1日愛媛県東温市南方2131番地1 パナソニックヘルスケア株式会社に分割 平成24年 4月 5日登記 平成24年7月1日大阪府大東市三洋町1番1号三洋DIソリューションズ株式会社に分割 平成24年 7月 9日登記 平成25年3月31日大阪府大東市三洋町1番1号三洋DIソリューションズ株式会社に分割 平成25年 4月11日登記
吸収合併	平成23年2月1日大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号株式会社三洋キャンシュ・マネージメント・センターを合併 平成23年 2月 7日登記 平成24年4月1日鳥取市立川町七丁目101番地三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社を合併 平成24年 4月 2日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 7月 7日登記

大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号
三洋電機株式会社
会社法人等番号 1200-01-155854

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月 7日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 5月26日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成25年11月12日
大阪法務局守口出張所
登記官

今 辻 義 嗣



PATENT

RECORDED: 12/23/2013

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

REEL: 031838 FRAME: 0105